

公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額の算定方法
(個人情報保護制度関係)

1 写しの交付について

個人情報の保護に関する法律第 87 条及び大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第 62 条に基づく文書又は図画の写しの交付に要する費用の設定については、実費負担額を次のとおり設定する。

また、同法第 87 条及び同条例第 62 条に基づく電磁的記録の写しの交付に要する費用の設定については、同条例施行規則第 9 条に規定される方法について、実費負担額を次のとおり設定する。

2 写しの交付に要する実費負担額

写しの作成に要する費用の額は、次表のとおりである。

種 類	区 分		費用の額		備考
			単位	単価	
文書及び図画	複写機により複写したものの 写し	単色刷り	1 枚	10 円	片面に複写 したものの 写しの場合
		多色刷り	1 枚	50 円	
電磁的記録	用紙に出力したものの写し	単色刷り	1 面	10 円	写しの場合
		多色刷り	1 面	50 円	
	録音カセットテープ		1 巻	210 円	120 分まで
	ビデオカセットテープ (VHS 方式)		1 巻	350 円	120 分まで
	フロッピーディスク (2 HD)		1 枚	70 円	
	光ディスク (CD-R700 メガバイトのもの)		1 枚	90 円	
	光ディスク (DVD-R4.7 ギガバイトのもの)		1 枚	120 円	

備考

(1) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しを用紙の両面に作成する場合には、2 枚として計算する。

(2) 複写機により複写したものの写し又は用紙に出力したものの写しの作成については、原則として日本工業規格 A 列 3 番 (以下「A 3 判」という。) までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A 3 判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

(3) 原本が多色刷りの場合における、多色刷りによる文書及び図画の写しの交付は、公開請求者が希望し、かつ、本組合が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。また、電磁的記録を用紙に出力したものの写しを交付する場合における、多色刷りについては、これに準じる取扱いとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 30 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から適用する。